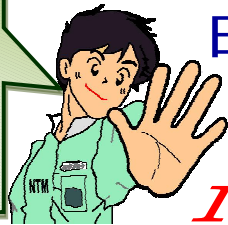


私たちは許さない!
日航の子会社つぶし



日東整争議を
勝たせる会
NEWS

No.006 2012.9.30
発行:日東整争議を勝たせる会
連絡先:航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
mail: honbu@kohkuren.org
TEL03-3742-3251 FAX03-5737-7819

航空連第27回総会で特別決議を採択

不当解雇撤回を勝ち取る決議

航空労組連絡会の第27回定期総会が東京、大田区産業プラザ(PIO)で9月17日、18日の両日にわたり行われました。その中で日東整の不当解雇撤回争議を勝ち取る決議が、採択されました。総会後に行われた東京地評主催の9.20争議支援総行動では、特別決議とほぼ同様の内容で作成された要請文を東京地方裁判所に手渡し、要請を行いました。

以下に決議をご紹介します。(編集に際し改行をしています)

日東整の不当解雇撤回を勝ち取る決議

日東航空整備(日東整)は30年に亘り、日本航空の重整備の一翼を担い安全運航に寄与してきた。日本航空は再建に当たり、日東整へ委託していた整備業務をJALエンジニアリングに移して、グループで唯一会社解散・全従業員解雇に追いやった。

日東整には長年にわたる航空機整備のノウハウが蓄積され、原告の泉さん・佐藤さんをはじめとする経験豊かな整備士も多くいた。事業運営上は、日東整も統合の対象として、今後の航空機整備の体制を構築するのが常識的・合理的判断だったが、日本航空は、日東整を切り捨てた。

日本航空が、経営上の合理性に反して、日東整を事業終了・解散に追い込んだのは、労働組合とその活動家を嫌悪したからである。日本航空が長年組合敵視の労務対策をとってきたことは、労働委員会において多数の救済命令が出された歴史からも明らかである。JAL・JAS統合の過程でも、日本航空は航空連加盟の労働組合とその活動家に対する嫌悪をあらわにした管理職研修を行った。このような不当労働行為が許されたのでは、労働者の生活や権利は守られない。

日本航空は裁判の中で、「日東整が特定機種の整備資格しか保有していなかったため当該機種が退役する以上は、委託終了は不可避であった」などと主張しているが、日本航空が認定事業場の限定変更を行えば、退役機種以外にも整備を行うことができ、日東整の存続は可能であった。

日本航空の経営破たんを理由にした会社つぶしと労働者の解雇は決して許すことはできない。

航空労組連絡会第27回定期総会の名において、泉さん・佐藤さんの不当解雇を撤回させ、早期に泉さんのJALエンジニアリングでの雇用を確保させるために、航空労働者が一丸となって闘うことを決議する。

2012年9月18日 航空労組連絡会第27回定期総会